

ここに紹介する2018年度の個別指導指摘事項(歯科)は、長野県保険医協会が個別指導関係行政文書の開示請求で得た関東信越厚生局長長野事務所分の歯科の医療機関に対する個別指導結果通知の内容を項目ごとに整理したものの。(末尾の△印は自主返還の対象となった指摘、*印は2件以上を示す)

I. 診療内容等に関する事項

13. 歯冠修復及び欠損補綴

(10) 有床義歯

① 高齢者で根管が閉鎖して歯内療法が困難な場合等、やむを得ず残根歯に対して、歯内療法及び根面被覆処置が完了できなかった場合に、その理由について、診療録への記載が不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

② 補強のための構造体を屈曲バーとして誤って算定している例が認められたので改めること。△*

③ 一連の義歯作製過程において誤って咬合採得を2度算定している例が認められたので改めること。△

④ 有床義歯において、以下の不適切な例が認められたので改めること。

ア 硬質レジン歯を使用したにも関わらず、スルフォン樹脂レジン歯で算定していた。△

(11) 鑄造鉤

① 鑄造鉤において、以下の不適切な例が認められたので改めること。

ア 双子鉤(鑄造用ニッケルクロム合金)1個を誤って、二腕鉤(鑄造用ニッケルクロム合金)2個で算定していた。△

イ 診療報酬明細書、診療録及び納品書において、実際に使用した鑄造鉤に係る記載が一致していない例が認められた。

ウ 歯科医学的に不適切な二腕鉤及び双子鉤が認められた。△

エ 双子鉤1個を誤って、二腕鉤2個で算定していた。△

(12) バー

① 鑄造バーにおいて、以下の不適切な例が認められたので改めること。

ア 床後縁に合わせて製作したものについて、バーを算定していた。△

イ 床後縁の補強構造を鑄造バーとして算定していた。△

ウ 補強を目的とした構造体をバーとして算定していた。△

エ 補強線をバーとして算定していた。△

(13) 有床義歯修理

① 診療録に記載すべき内容(修理内容の要点)について、記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。*

② 有床義歯修理にあたって咬合採得を行う際は、その必要性を十分考慮す

2018年度 個別指導指摘事項 ④

ること。

③ 有床義歯修理に当たり、必要性の認められない印象採得を算定している例が認められたので改めること。△*

④ 有床義歯修理の歯科技工加算1において、以下の不適切な例が認められたので改めること。

ア 修理を担当した歯科技工士の氏名、修理の内容を診療録に記載していなかった。△

⑤ 有床義歯修理において、以下の不適切な例が認められたので改めること。

ア 修理内容の要点を診療録に記載していなかった。△

イ 診療録に記載すべき修理内容の要点について、記載が不十分だった。*

ウ 診療録の有床義歯の修理内容の要点の記載が不十分な例が認められたので適切に記載すること。

エ 有床義歯の修理にあたり、画一的に咬合採得を算定していた例が認められたので、症例に応じて必要性を十分に考慮すること。

オ 有床義歯修理に当たり、不要な咬合採得を算定していた。△

カ 有床義歯修理に伴う印象採得及び咬合採得については、必要性を考慮のうえ行うこと。

キ 有床義歯修理に伴う咬合採得については、必要性を考慮のうえ行うこと。

ク 有床義歯修理に用いていない咬合採得を算定していた。△*

⑥ 算定要件を満たしていない有床義歯修理を算定している例が認められたので改めること。

ア 修理内容の要点を診療録に記載していない。△

(14) 有床義歯内面適合法

① 算定要件を満たしていない有床義歯内面適合法「2軟質材料を用いる場合」を算定している例が認められたので改めること。

ア 顎堤吸収の状態、顎堤粘膜の状態等及び症状の要点を診療録に記載していない。△

II. 診療報酬の請求等

に関する事項

1. 診療報酬の請求

(1) 総論的事項

① 診療報酬の請求にあたっては、審査支払機関への提出前に必ず主治医自らが診療録と照合し、診療報酬明細書の記載事項に誤りや不備がないか確認すること。*

② 診療録と診療報酬明細書において、合計点数について不一致が認められたので、十分に照合・確認を行うこと。

③ 診療録と診療報酬明細書において、診療内容及び病名について不一致が認められたので、十分に照合・確認を行うこと。

④ 診療録と診療報酬明細書において、病名について不一致が認められたので、十分に照合・確認を行うこと。*

2. 届出事項等

(1) 以下の届出事項について、変更が認められたので速やかに関東信越厚生局長あてに届出すること。

① 保険医の異動*

② 標榜診療時間*

(2) 保険外併用療養費

① 特別の料金からなる金属床総義歯に係る費用等を定めた場合又は変更しようとする場合は、関東信越厚生局長にその都度報告すること。*

② フッ化物局所応用及び小窩裂溝充填に係る費用を定め又は変更しようとする場合は、関東信越厚生局長にその都度報告すること。*

(3) 金属床による総義歯の提供

① 徴収金額に変更があったので、速やかに関東信越厚生局長あてに変更報告書を提出すること。*

3. 掲示事項

(1) 以下の施設基準について掲示を行うこと。

① CAD/CAM冠*

② 金属床による総義歯の提供

③ 歯科口腔リハビリテーション料2

④ 歯科訪問診療料の注13に規定する基準*

⑤ 歯周組織再生誘導手術

⑥ 地域医療連携体制加算

(2) 届出していない以下の施設基準について掲示を改めること。

① かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所

② 地域医療連携体制加算

③ 歯科口腔リハビリテーション料2

④ 歯科疾患管理料の注11に規定する総合医療管理加算及び歯科治療時医療管理料*

⑤ 歯科診療特別対応連携加算

⑥ 在宅療養歯科支援診療所

⑦ 歯科訪問診療料の注13に規定する基準

⑧ 在宅療養支援歯科診療所1

(3) 次の施設基準等について掲示内

あずみの里裁判 学習動画を公開

協会も加盟する、「特養あずみの里業務上過失致死事件裁判で無罪を勝ち取る会」は裁判について広く知ってもらうため学習動画を作成した。学習動画はYouTubeにて閲覧が可能。協会ホームページにも掲載している。

容が誤っている。

① 金属床による総義歯の提供

4. 特掲診療料の施設基準等

(1) 在宅療養支援歯科診療所

① 歯科衛生士を配置しておらず、在宅療養支援歯科診療所の施設基準を満たしていないので速やかに関東信越厚生局長あてに辞退届を提出すること。

② 過去1年間に歯科訪問診療料を算定した実績がなく、当該施設基準を満たしていないので、速やかに関東信越厚生局長あてに辞退届を提出すること。

(2) 在宅歯科医療推進加算

① 直近3か月間の歯科訪問診療の実績が月平均延べ患者数で5人以上でなく、当該施設基準を満たしていないので速やかに関東信越厚生局長あてに辞退届を提出すること。*

② 直近3か月の月平均延べ患者数のうち、歯科訪問診療1を算定する者の割合が6割未満であり、当該施設基準を満たしていない期間があった。△

(3) 歯科治療総合医療管理料(I)及び(II)、在宅患者歯科治療総合医療管理料(I)及び(II)

① 常勤の歯科衛生士又は看護師を配置しておらず、施設基準を満たしていないので速やかに関東信越厚生局長あてに辞退届を提出すること。

(4) 施設基準の届出

① 歯科技工加算1及び2

ア 常勤(非常勤の歯科技工士を2名以上組み合わせることによる常勤換算を含む)の歯科技工士を配置しておらず、施設基準を満たしていないので速やかに関東信越厚生局長あてに辞退届を提出すること。

5. 一部負担金等

(1) 一部負担金

① 一部負担金の割合を誤って徴収していた例が認められたので、適切に一部負担金の徴収を行うこと。

② 診療録の一部負担金の金額と日計表の一部負担金の金額が一致しない例が認められたので、診療録と日計表との照合を定期的に行うなどにより一部負担金の徴収状況を適切に管理すること。

(2) 領収書・明細書

① 個別の診療報酬点数の項目の分かる明細書を発行すること。

6. その他

(1) 保険医は療養担当規則等の諸規則を習熟し、適正な保険診療に努めること。

連載は今月で終了となる



学習動画の映像